

誓 約 書

金沢大学副学長

私は 2025 年度金沢大学派遣留学に出願及び参加するにあたり、事前・事後指導を受けるとともに、下記の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約事項に反した場合は、金沢大学派遣留学生の資格の取消や金沢大学（以下、本学という）の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 派遣留学にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得た上で出願すること。
2. 派遣留学生候補者として選抜された後においては、本学が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分理解の上、出願すること。
3. 派遣留学候補者として選抜されることは、派遣留学希望大学へ候補者として本学から推薦されることであり、受入れが保証されるものではないことを了解すること。また、派遣留学希望大学の事情によっては、受入れが許可されない場合もあることを了解すること。
4. 派遣留学の趣旨を十分理解し、金沢大学を代表する派遣留学生として派遣先大学での学業に精励し、国際交流に貢献すること。
5. 派遣留学に必要な諸手続（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学域・研究科における留学及び復学手続、単位認定手続、留学に関わる費用の支払、保険加入等）については、事前に十分理解し、自らの責任において行うこと。
6. 派遣留学出発前に、心身ともに長期の留学に耐えうるよう自己の健康管理に努めること。
7. 派遣留学に係る出発から帰国までの期間、本学指定の海外旅行保険及び危機管理支援サービスに必ず加入すること（クレジットカード付帯保険不可）。また、派遣先大学の指定する現地保険に加入することを求められた場合は、併せて加入すること。
8. 派遣留学期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先大学の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員・担当者等の指示に従い滞在国の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理及び安全確保に努め、本学の学生として本人の自覚と責任をもって行動すること。また、日本で禁止されている薬物についても絶対に使用しないこと。
9. 派遣先大学が所在する国（地域）の治安、疫病、災害等の状況によっては、本学は学生本人の安全を第一と考へ派遣留学の中止・延期又は帰国勧告を決定することがあるので、それらの事態が生じる可能性があることを理解するとともに、その場合は日本国外務省・在外公館の勧告・命令及び本学の指示に速やかに対応すること。また、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補償できない場合は学生本人又は保証人の責任において対応すること。
10. 派遣留学期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病及び犯罪並びに学生本人の故意又は不注意によるトラブル等（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた損害については、学生本人又は保証人の責任において対応し、一切を処理し、本学及びその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
11. 派遣留学先では、他人や器物に損害を与える恐れのある車、電動自動車、電動キックボード、オートバイ等の運転はしないこと。万が一事故を起こした場合は、保険の対象外となることを銘記し、損害が発生した場合、学生本人又は保証人の責任において賠償すること。
12. 体験実習や専門実習、インターンシップ等を通して知り得た派遣留学先大学又はその関係機関の機密情報や

重要事項（顧客情報や活動情報を含む）については、研修終了後においても守秘義務を遵守し、第三者に漏洩しないこと。学生本人の故意又は過失によって受入機関や第三者に与えた損害については、学生本人又は保証人の責任において賠償すること。

13. 派遣留学前又は派遣留学中に、この誓約書に記載された事項に反するなどして、派遣留学生として不適格であると本学又は派遣先大学が判断した場合には、両大学は学生本人の派遣留学生としての資格を取り消す権利を有していること。また、この権利行使により生じた身柄引取り、帰国の手配及びそれに係る費用については学生本人又は保証人の責任において対応し、一切を処理すること。
14. 派遣留学に必要な諸手続や緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保証人の個人情報について、本学、派遣先大学、保険会社、本学の指定する危機管理会社、関係省庁及び在外公館が利用することに同意すること。
15. 派遣先大学の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により派遣先大学・滞在先を離れる場合は、本学留学企画課及び派遣先大学の該当部署に事前に届け出て了解を得ること。
16. 派遣留学前、派遣留学中、派遣留学後は、所定の届出及び報告書を留学企画課に提出し、派遣留学中の連絡先に変更があった場合も速やかに留学企画課に届け出ること。また、渡航後は速やかに滞在国の日本大使館へ「在留届（3ヶ月以上）」または「旅レジ（3ヶ月未満）」を提出すること。
17. 派遣留学期間終了後は、速やかに帰国し本学に復学すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
18. 留学関係の情報提供や各種イベント（派遣留学説明会、派遣留学報告会等）への協力依頼を目的に、派遣留学について本学へ届け出た個人情報を留学企画課が利用することに承諾すること。また、派遣留学制度の向上のため、後輩学生への情報提供について協力すること。

年 月 日

学域 学類
研究科 専攻

学生氏名 学籍番号（ ）
(学生本人直筆のこと。)

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証する。

年 月 日

保証人氏名
(保証人直筆のこと。)